



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

シンガポールの政策 外国人政策編

2020年7月

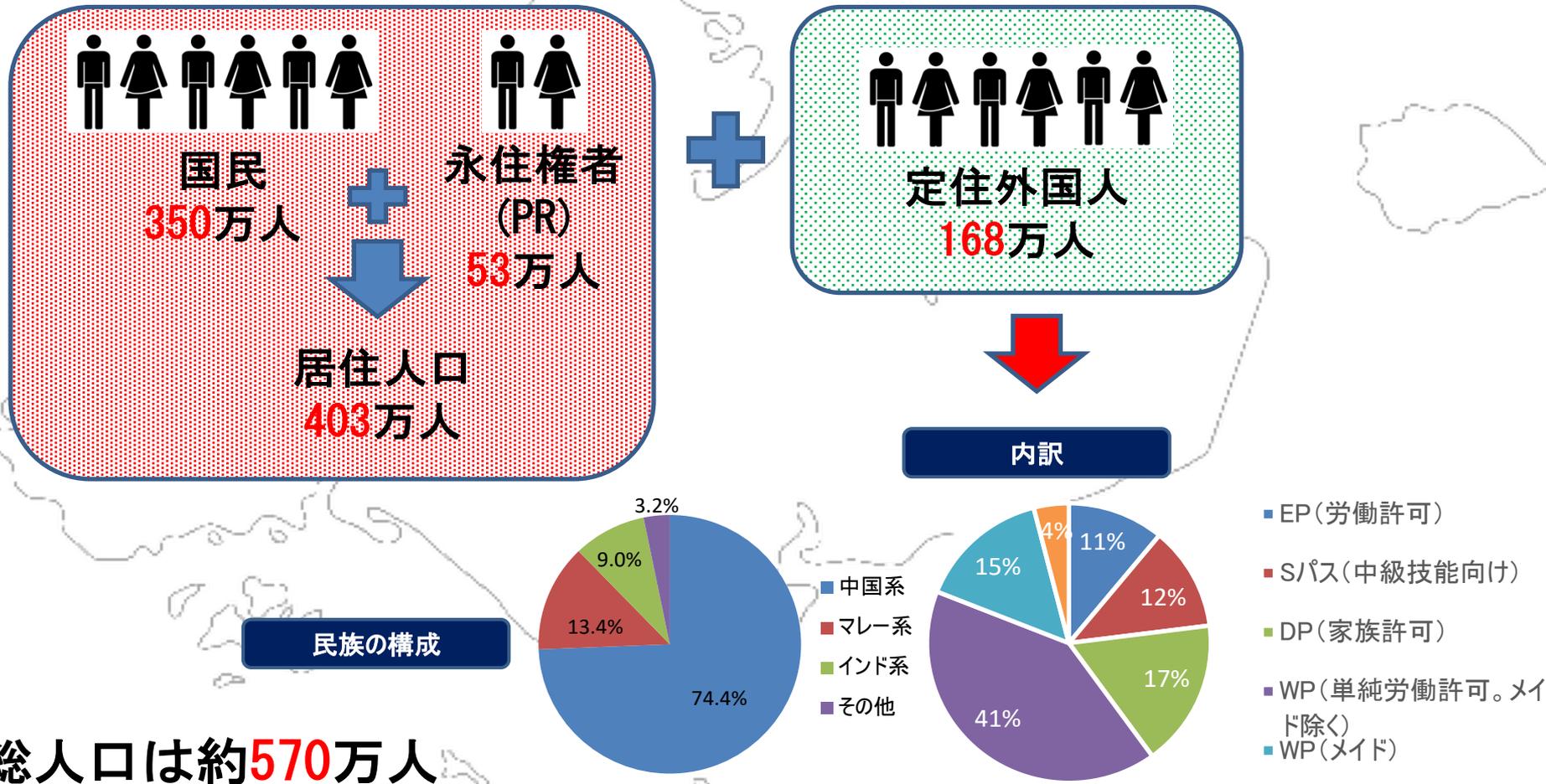
一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所

1. シンガポール住民の概要
2. シンガポールの外国人の推移
3. 近年の外国人労働者受入施策

1. シンガポール住民の概況



◆シンガポールの人口（2019年時点）

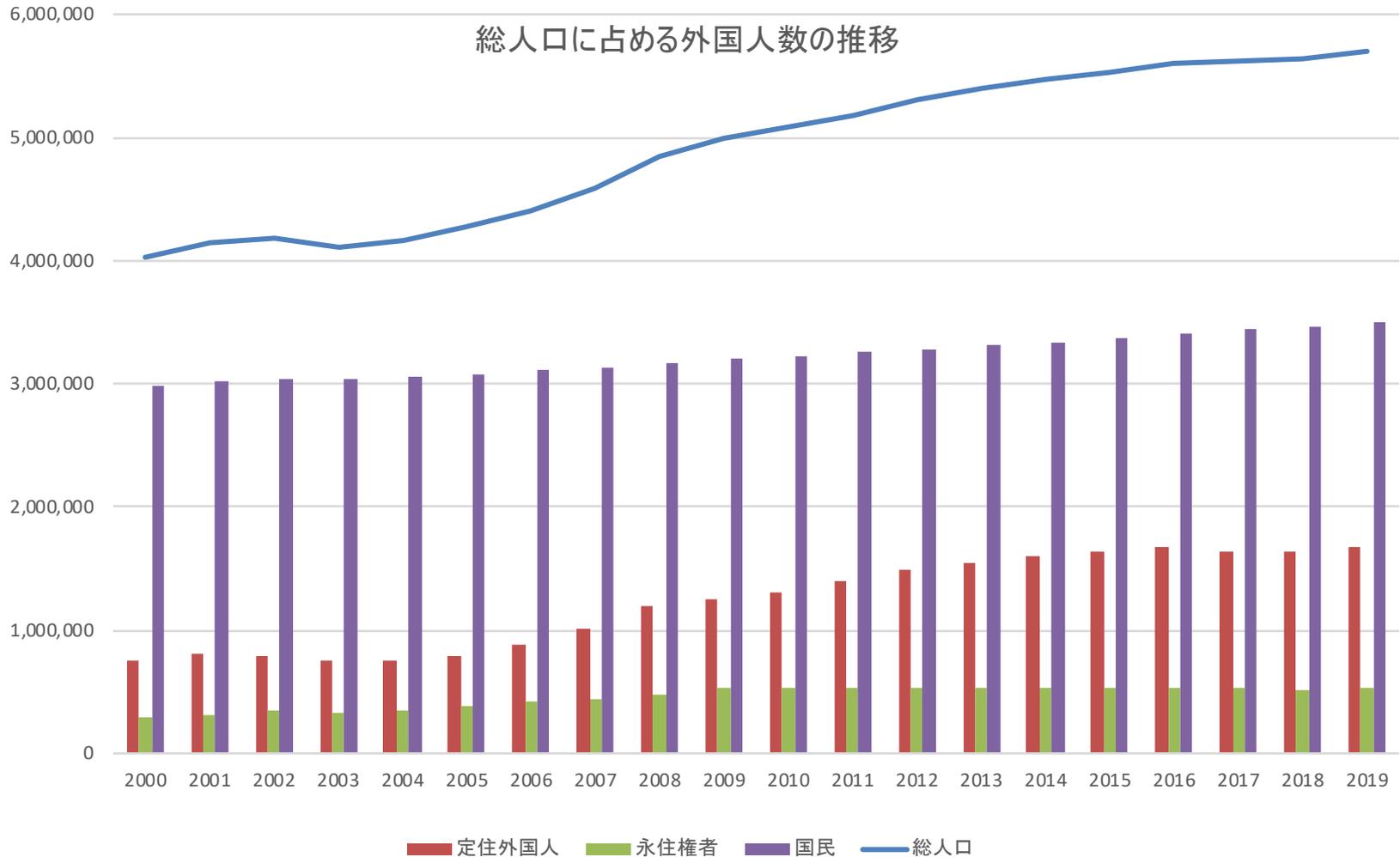


出典: シンガポール政府 POPULATION IN BRIEF 2019

2. シンガポールの外国人の推移



The Japan Council of Local Authorities for International Relations, Singapore



出典：シンガポール統計局のデータを基に作成

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

➤ 2010年を境に外国人労働者受入施策は推進から抑制へ

(1) 2009年以前の外国人受入施策

- 外国資本・人材の積極的導入

入国管理の規制緩和、就業許可証の発行簡素化、外国企業・投資の誘致など、受入体制を充実

- 外国人材は景気/雇用の調整弁

外国人材のうち、質の高い労働力は積極的に受入、単純労働力・家事労働者は必要最低限の受入

3. 近年の外国人労働者受入施策



(2) 2010年以降の動き

・経済戦略(2010)における方針の転換

外国人労働者への過度な依存を抑制し、外国人労働者を全労働人口の3分の1に抑える方針への転換

・2011年から2015年までの選挙における与党の連敗

外国人労働者増加に対する国民の不満を背景に、与党(人民行動党)は、2011年の総選挙で議席を減らし、2012年・2013年の2回の補欠選挙でも敗北。

⇒2015年の総選挙で勝利後も、外国人労働者抑制方針が続く

・「人口白書」(2013)発表に対する抗議デモ

2030年には人口が最大690万人に増加するとの見込みが示され、外国人の増加に不満を持つ国民により、大規模な抗議集会が開催

3. 近年の外国人労働者受入施策



(3) 外国人雇用規制

◎Singaporean Core(2011年)

- 専門職や管理職にあたる「Professional, Managerial, Executive and Technical(PMET)」の業務を中心にシンガポール国民の労働力基盤を強化することが目的
- 国内の総労働力の3分の2をシンガポール国民(PR含む)に
- 目標年次「将来的に」

①Fair Consideration Framework(FCF):2014年

- 企業が外国人のみを採用対象者として求人を行うことを制限し、シンガポール国民の採用も公平に検討する枠組みを創出
- 「求人広告掲載義務」及び「政府による企業採用活動への直接介入」

②Watch List:2016年

- 以下3項目において弱い(Triple Weak)企業をリスト化
 - ・ シンガポール国民の割合が3分の2未満
 - ・ シンガポール人を中心とする人材育成方針があるか
 - ・ シンガポールへの経済的・社会的貢献度

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for International Relations, Singapore

(4) 最近の外国人雇用規制強化の動向

◎Fair Consideration Framework (FCF) 改訂 (2020年1月) によるFCF違反企業への罰則強化

対象	罰則		備考
	改正前	改正後	
シンガポール人の雇用を優先せずに外国人を雇用した場合	6か月以上のビザ発給停止	12か月 以上のビザ発給停止	重大な違反の場合最大24か月停止
	ビザ発給停止期間は新規雇用者にのみ適用	ビザ発給停止期間を ビザ更新時にも適用	
外国人雇用に関して虚偽の申告をした場合	—	人材開発省(MOU)による 起訴が可能	有罪の場合、最大S\$20,000の罰金、最長2年の禁固刑が科される

3. 近年の外国人労働者受入施策



(5) 外国人就労ビザの種類

	雇用許可 (EP)	Sパス	労働許可 (WP)
月収 (固定給)	S\$3,900以上	S\$2,400 以上	—
技能の程度	管理職または専門職として大学の卒業資格、専門技術資格・専門職位を有している者	中級レベルの技術者	単純労働(メイド含む)
有効期間	新規: 最長2年 更新: 最長3年	新規・更新: 最長2年	
雇用税	適用なし	適用あり	
雇用上限率	適用なし	適用あり	
保証金	なし		S\$5,000/人(※)
帯同家族パス (DP)	月収S\$6,000以上の場合、配偶者と21歳未満の子に対して発行可		不可

(※)マレーシア人は保証金の対象外

3. 近年の外国人労働者受入施策



(6) 就労ビザ発給基準月額給与額の引上げ推移

	雇用許可(EP)	Sパス	帯同家族ビザ(DP)
	S\$2,500以上	S\$1,800以上	S\$2,800以上のSパス保持者及びEP保持者
2011年7月～	S\$2,800以上	S\$2,000以上	S\$2,800以上のSパス保持者及びEP保持者
2012年1月～	S\$3,000以上	S\$2,000以上	S\$2,800以上のSパス保持者及びEP保持者
2012年9月～	S\$3,000以上	S\$2,000以上	S\$4,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2013年7月～	S\$3,000以上	S\$2,200以上	S\$4,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2014年1月～	S\$3,300以上	S\$2,200以上	S\$4,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2015年9月～	S\$3,300 以上	S\$2,200以上	S\$5,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2017年1月～	S\$3,600 以上	S\$2,200以上	S\$5,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2018年1月～	S\$3,600 以上	S\$2,200以上	S\$6,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2019年1月～	S\$3,600 以上	S\$2,300以上	S\$6,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2020年1月～	S\$3,600 以上	S\$2,400以上	S\$6,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
<u>2020年5月～</u>	<u>S\$3,900 以上</u>	<u>S\$2,400以上</u>	<u>S\$6,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化</u>

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for International Relations, Singapore

(7) 外国人を雇用する際の注意点 (まとめ)

◎雇用上限率(Sパス、WPに適用)の遵守

- 外国人をSパス・WPで雇用する際にはビザの種類及び業種により雇用上限率が定められている

(例)

- ・サービス業のSパス⇒上限15% (2020年13%、2021年10%に規制予定)
- ・建設業のWP⇒シンガポール国民:外国人の割合=1:7が上限

◎シンガポール国民への公平な雇用機会の提供

- シンガポール国民に公平な雇用機会が与えられているか
FCFに基づく政府による直接介入がある

◎職場に占めるシンガポール国民の割合2/3以上を目標に

- Watch Listに掲載される目安の一つ
掲載されるとEP発給に支障が出るなど影響が大きい

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for International Relations, Singapore

(8) 労働者の増加数の推移

単位：千人

	2015	2016	2017	2018	2019	2019.12 時点総数
全体 ※1+※2	32.3	16.8	▲3.6	45.3	<u>69.8</u>	<u>3,784.5</u>
シンガポール 国民※1	0.7	11.2	21.3	27.4	<u>28.3</u>	<u>2,357.1</u>
外国人	31.6	5.7	▲24.9	17.9	<u>41.5</u>	<u>1,427.5</u>
外国人※2 (メイド除く)	22.6	▲2.5	▲32.0	10.9	<u>33.5</u>	<u>1,165.6</u>

(※1)PRをシンガポール国民に含めている

出典：Foreign workforce numbers (人材開発省(MOM))

【参考】永住権（PR）



（１）永住権者（PR）とは

◆永住権取得の要件

スキーム	要件（例）	申請先	期限
ファミリースキーム	<ul style="list-style-type: none">・シンガポール国籍を持つ者又はシンガポールに永住権を持つ者の配偶者及び21歳未満の未婚の子ども・シンガポール国民の両親	入国管理局	5年
プロフェッショナルスキーム	雇用許可（EP）またはSパスの保持者		
投資家スキーム	<ul style="list-style-type: none">・S\$250万以上の投資・投資家としてのビジネス実績があること。 ※ビジネスプランの提出やシンガポール国民の雇用などの条件がある。 ※居住、就労経験不要。	経済開発庁	

【参考】永住権（PR）



（2）国民、永住権者（PR）、定住外国人の各種権利等の相違点

	国民	永住権者（PR）	定住外国人
住居（HDB）	購入可 （独身者は月収による）	一部購入可 （家族世帯のみ）	購入不可
中央積立基金※ （CPF）	必須	必須	無し
選挙	21歳以上の国民	なし	なし
徴兵制	男子必須	第2世代男子必須	対象外

※中央積立基金（CPF）：シンガポールの福祉政策の基本とされる制度。給与額の一定割合を雇用主及び被雇用者が被雇用者自身の個人のCPF口座に積み立て、住宅購入費や教育費、定年退職後の経済的保障、医療費等に使われる。（強制貯蓄制度）¹⁴



～ ご清聴ありがとうございました ～

E N D



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore